

平成 30 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 ニッコー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三谷 明子  
(コード番号 5343 名証第2部)  
問合せ先 取締役サービス本部長 布川 一哉  
(TEL. 076-276-2121)

## 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

投資家のみなさまにとってより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進している趣旨を踏まえ、単元株式数の引き下げを行うものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 5 月 15 日(火)

(ご参考) 平成 30 年 5 月 15 日をもって、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位も 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

##### (2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。  (新設)	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。  <u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 30 年 5 月 15 日から効力を発生するものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 30 年 5 月 15 日(火)

3. その他

株主優待制度は、現在 1,000 株以上を保有する株主さまを対象として実施しています。  
単元株式数の変更後につきましても引き続き 1,000 株以上の基準を継続します。

以 上